

第3回 出雲市新たな観光財源検討委員会 課税要件について

令和7年（2025）11月20日（木）

出雲市の宿泊税はどうあるべきか

先行する自治体では、宿泊税は、すべて法定外目的税として新設されています。

市としても、宿泊税は、その使途を観光施策にのみ限定する目的税として検討したいと考えています。

先行事例の内、まず各自治体に共通する項目についてご説明いたします。

1. 法定外目的税の新設

(1) 地方税法第731条第2項

都道府県または市町村は、法定外目的税の新設または変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(2) 同法第733条

総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(3) 総務省通知 (H15.11.11)

法定外の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること

(4) 税の3原則

公平の原則

経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」と、経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平」があります。さらに、近年では「世代間の公平」が一層重要となっています。

中立の原則

税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするのが、中立の原則です。

簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにするのが、簡素の原則です。

2. 課税要件

項目	内容	今回の検討における論点
① 課税客体	税がかかる対象となる行為等	市内に所在する宿泊施設における宿泊行為
② 納税義務者	税金を納める義務のある者	上記施設への宿泊者
③ 徴収方法	税の徴収の仕方	宿泊事業者が特別徴収義務者となり、宿泊者から宿泊税を預かり、その税金を市に納入する
④ 特別徴収義務者	納税義務者から税を徴収して納税義務者に代わって納税する者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者
⑤ 課税標準	税額の計算時等において計算の基礎となる数値	上記施設への宿泊数または宿泊料金
⑥ 税率	課税標準に乗じて税額を算出するために用いる割合	1人1泊につき○円、1棟1泊につき○円、1人1泊の宿泊料に対し○%など
⑦ 課税免除	公益上その他の事由により課税することが不適当であると認められるとき、課税しないこととする	課税対象とすることが不適当な宿泊行為とは
⑧ 免税点	課税標準額がそれを下回ったとき税が課されなくなる基準点	免税点の必要性

(1) 課税客体について

市内に所在する宿泊施設における宿泊行為

○対象とする施設（他市の事例）

- ① 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所
(ただし東京都は簡易宿所を課税対象としていない)
- ② 住宅宿泊事業法規定の住宅宿泊事業施設（民泊）
(ただし東京都は本施設(民泊) を課税対象としていない)

○対象とすべき宿泊行為

- ① 旅館業法・住宅宿泊事業法では
宿泊料を受けて、**施設**（民泊の場合は要件を備えた住宅）に**寝具**を使用して人を宿泊させる営業（事業）

(2) 課税標準について

税額算出の基礎となる数字

(1)宿泊数: 倉知安町を除くすべての自治体

*1人1泊 ○○円

(2)宿泊料金: 倉知安町

*1人1泊あたりの宿泊料金 × 2%

(3) 納税義務者と徴収方法

(1) 納税義務者 宿泊者

(2) 徴収方法 特別徴収

(宿泊施設において宿泊料金と併せて宿泊料
金を徴収し、市へ申告納入する方法)

(3) 特別徴収義務者 宿泊事業者

3. 宿泊税の導入（予定）自治体

検討開始以前に導入済自治体	検討開始後導入開始自治体	総務省同意済未施行自治体		計
		R7年度中導入予定	R8年中導入予定	
12	3	2	26	43

出雲市の宿泊税はどうあるべきか

課税客体・税率・課税免除・免税点については、それぞれの自治体の状況に応じて対応が様々です。

先行自治体の状況についてご説明します。

その上で、まずは税率についてご意見をお聞かせください。

(1) 課税標準と税率

R7.4月時点で施行済自治体 *松江市は未施行

自治体名	課税標準	1人あたり1泊の宿泊料金							R7年度 当初予算
		~5千円未満	5千円~ 7千円未満	7千円~ 1万円未満	1万円~ 1.5万円未満	1.5万円~ 2万円未満	2万円~ 5万円未満	5万円以上	
東京都	宿泊数				100円	200円	200円	200円	69億
大阪府	宿泊数		200円	200円	200円	400円	500円	500円	73億
京都市	宿泊数	200円	200円	200円	200円	200円	500円	1,000円	59億
金沢市	宿泊数		200円	200円	200円	200円	500円	500円	8.2億
俱知安町	宿泊料金	2%							5.6億
福岡県	宿泊数	200円 ※市は50円	200円 ※市は50円	200円 ※市は50円	200円 ※市は50円	200円 ※市は50円	200円 ※市は50円	200円 ※市は50円	19.6億
福岡市※	宿泊数	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	500円 県税50円含	500円 県税50円含	31億
北九州市※	宿泊数	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	200円 県税50円含	4.8億
長崎市	宿泊数	100円	100円	100円	200円	200円	500円	500円	3.7億
二セコ町	宿泊数	100円 ※5,001円未満	200円	200円	200円	200円	500円	1,000円 10万以上 2,000円	1.2億
常滑市 熱海市	宿泊数	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	2億 5.7億
松江市 *	宿泊数		200円	200円	200円	200円	200円	200円	※3.3億

施行日順、ただし、大阪府の税率はR7.9.1改正後を記載、東京・京都・俱知安町は税率の見直し作業中

*松江市は平年時見込み(総務省HP)

(1) 課税標準と税率

R7.10月以降導入(予定)の団体

自治体名	1人あたり1泊の宿泊料金									
	~5千 円未満	5千~6千 円未満	6千~8千 円未満	8千~1万 円未満	1万~2万 円未満	2万~3万 円未満	3万~5万 円未満	5万~10万 円未満	10万 円以上	
赤井川村				200円	200円	500円	500円	500円	500円	500円
軽井沢市			150円	150円	200円	200円	200円	200円	650円	
仙台市 外1			200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	
宮城県 外1			300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	
白馬村		150円	350円	350円	350円	350円	350円	850円	1,850円	
松江市		200円	200円							
新得町	50円	100円	100円	100円	100円	200円	200円	500円	500円	
北海道	100円	100円	100円	100円	100円	200円	200円	500円	500円	
占冠村 外1	100円	100円	100円	100円	100円	200円	200円	500円	500円	
函館市	100円	100円	100円	100円	100円	200円	200円	500円	2,000円	
那須町	100円	100円	100円	100円	300円	500円	800円	1,500円	3,000円	
下呂市	100円	200円	200円							
弘前市 外13	200円	200円								
富良野市	200円	200円	200円	200円	200円	300円	300円	500円	500円	
湯河原村	300円	500円	500円							

※1宮城県・長野県は、一律300円だが、県内市町村が宿泊税を徴収する場合は、減免あり

(1) 税率

課税方式	採用団体数	具体例
宿泊料金に税率を掛ける方式	1	俱知安町
定額料金方式	42	
段階なし	21	
段階あり	21	最大6段階を設定(那須町)
免税点の設定		
なし	32	俱知安町は免税点なし
あり	11	5千円、6千円、8千円、1万円

宮城県は、一律300円だが、仙台市のみ200円

長野県は、一律300円だが、県内の市町村が宿泊税を徴している場合は、金額に応じて減免制度あり

また、長野県と軽井沢市、白馬村は、制度開始後3年間は減額制度を設けている

長野県、軽井沢市、白馬村と一緒に導入する阿智村には減額制度がない

(2) 課税免除

課税することが不適当であると認められるとき、課税しないこととする

先行自治体及び出雲市入湯税の状況

課税免除項目(免税点を除く)	自治体数(43)	出雲市入湯税
課税免除なし	8 19%	
課税免除あり(複数項目設定自治体あり)	35 81%	
修学旅行(小・中・高校)	35 100%	免税
小学生以下または12歳未満	6 17%	免税(12歳未満)
大学生以下の教育活動上の宿泊	4 11%	
認定こども園・保育園の教育活動上の宿泊	4 11%	
体育大会その他学校教育上の行事	1 3%	免税
職場体験	1 3%	
災害避難者	1 3%	

(3) 免税点宿泊料金が一定金額未満の場合、宿泊税を免除する

免税点を設定している自治体は全体の26%にあたる11自治体

1万円未満 東京都

8千円未満 赤井川市

6千円未満 宮城県、長野県、仙台市、広島県

5千円未満 大阪市、金沢市、松江市、白馬村、阿智村

松江市の免税点

宿泊税導入検討時に、入院・通院目的の宿泊については、配慮してほしいとの意見が寄せられた。

そのため、しないに入院・通院時に利用できる1泊3,000円程度の施設があることから、5,000円未満の宿泊に対して課税しないこととした。